

無料「登記相談所」の開設について（お知らせ）

松江地方法務局

松江地方法務局では、地域住民の皆様方からの登記に関する一般的な内容の相談をお受けするため、下記のとおり**奇数月の第3水曜日**に登記相談所を開設しますので、ご利用ください。

なお、相談については、**予約制**としておりますので、**相談を希望される方は、開設日の2日前までに、当局西郷支局宛て連絡**していただきますよう、お願いいたします。

また、西郷支局においては、火曜日と木曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く。）に**予約制**で登記手続案内をしています。

記

1 開設日時

令和4年	5月18日(水) 7月20日(水) 9月21日(水) 11月16日(水)	相談時間 午前10時30分～午後0時30分 午後 1時30分～午後3時30分
令和5年	1月18日(水) 3月15日(水)	※ 事前に相談の予約が全くない場合又は海上交通機関の欠航により職員を派遣できない場合は、開設しません。

2 開設場所 **黒木公民館（西ノ島町大字別府46番地）研修室** 下図のとおり

3 相談内容 土地・建物及び会社・法人に関する登記相談

4 担当者 法務局職員

5 予約先

松江地方法務局西郷支局

〒685-0016

隠岐郡隠岐の島町城北町55

隠岐の島地方合同庁舎

TEL (08512) 2-0240

